

2026年度より
スタート

子ども・子育て

支援金制度



point
1

子ども・子育て 支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

2026年4月保険料(5月納付分)より健康保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



健康
保険料

+

介護
保険料
(40歳以上)

+

子ども・子育て
支援金

!!追加!!

point
2

納めた支援金は 何に使われるの？



子ども・子育て支援金を財源として、国がこども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。このプランでは、わが国の少子化対策を促進するため、給付の拡充などを行います。

たとえば

妊婦のための支援給付
10万円相当の
経済的支援



出生後の休業支援
育休取得時の
手取りを元々の
10割相当に

育児時短就業給付
時短勤務時の
新たな給付

など

point
3

どのくらい負担するの？

負担率(支援金率)は、2026年度0.23%からスタートし、2028年度にかけて0.4%程度に段階的に上がることが予定されています。

ただし、国が2028年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように増え続けることはありません。

各年度の支援納付金の総額

※()は支援金率

- 2026年度… 約6,000億円(0.23%)
- 2027年度… 約8,000億円
- 2028年度… 約1兆円(約0.4%) **最大値**
- 2029年度以降は約1兆円の範囲内で推移

一人当たり負担額の例

加入者の平均的なお給料(44万円)で計算すると…

標準報酬月額
44万円

×

支援金率
0.23%

=

毎月の負担額
1,012円/月

会社と折半
(原則)



事業主負担
506円



被保険者負担
506円

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます。